主 文

- 1 被告西木村長及び被告秋田県知事に対する本件訴えをいずれも却下する。
- 2 原告の被告株式会社西宮組及び被告Aに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 請求の趣旨

- (1) 原告と被告西木村長との間で、別紙物件目録記載の土地が、別紙採掘権目録記載の採掘権の鉱区区域内にあることを確認する。
- (2) 被告株式会社西宮組及び被告Aは、原告に対し、別紙物件目録記載の土地から、原告の鉱物を含む採石採取をしてはならない。
- (3) 被告株式会社西宮組及び被告Aは、原告に対し、被告株式会社西宮組が別 紙物件目録記載の土地から掘り出した堀土を復元せよ。
- (4) 被告秋田県知事が昭和55年10月24日付けで被告株式会社西宮組に対してした採石業者の登録処分を取り消す。
- 2 被告株式会社西宮組及び被告Aの答弁

原告の被告株式会社西宮組及び被告Aに対する請求をいずれも棄却する。

- 3 被告西木村長の答弁
 - (1) 本案前の答弁

被告西木村長に対する本件訴えを却下する。

(2) 本案の答弁

原告の被告西木村長に対する請求を棄却する。

- 4 被告秋田県知事の答弁
 - (1) 本案前の答弁

被告秋田県知事に対する本件訴えを却下する。

(2) 本案の答弁

原告の被告秋田県知事に対する請求を棄却する。

第2 事案の概要

本件は、他人の土地を鉱区とする採掘権を取得している原告が、被告西木村長との間で、①別紙物件目録記載の土地(以下「本件土地」という。)が上記採掘権の鉱区区域内にあることの確認を求めるとともに、本件土地で採石業を実施している 深石業者である被告株式会社西宮組(以下「被告西宮組」という。)及び被告西宮組に本件土地を採石実施の目的で賃貸した本件土地の所有者である被告Aに対し、②原告の鉱業権の対象となる鉱物を含む岩石を採取することの差止め、及び、③既に採取した堀土を原告の採掘権の鉱区区域内に復元することを求め、採石業者の登録を有する被告秋田県知事に対し、④被告秋田県知事が被告西宮組に対してした採石業者の登録処分の取消しを求めた事案である。

(1) 別紙採掘権目録記載の採掘権(以下「本件採掘権」という。)は、昭和48年8月11日付けで鉱業原簿に設定登録され、平成13年2月21日付けで、原告が、同月19日の譲渡契約を原因として前主から取得した旨登録されている。 (甲1.2)

原告は、平成13年6月13日付けで、東北経済産業局長から、本件採掘権に基づく事業につき、平成15年6月29日まで事業着手の延期の認可を受けている。 (甲14の2)

(2) 被告Aは、本件採掘権の鉱区区域内に所在する本件土地の所有者である。 (争いがない)

(すいがない) 被告西宮組は、採石事業等を目的として設立された株式会社である。(甲8)

- (3) 被告西宮組は、被告秋田県知事職務代理者秋田県副知事から、昭和55年 10月24日付けで、採石業者の登録を受けた(登録番号・秋田県採石業者登録第 273号。以下「本件登録処分」という。)。(Zイ1)
- 273号。以下「本件登録処分」という。)。(乙イ1) (4) 被告Aは、平成6年8月5日、被告西宮組に対し、本件土地を、山土採取、運搬路及び仮設調整池敷地として使用する目的で、期間を同年9月1日から平成9年8月30日まで、賃料及び採取料を年額20万円との約定で賃貸した。その後も同契約は更新され、被告Aは、平成12年9月30日、被告西宮組に対し、土石採取及びこれに関する用途に使用させる目的で、賃料を定め、期間を同年10月1日から平成14年12月30日までと定め、本件土地を賃貸した。(甲12,16,弁論の全趣旨)

(5) 被告西宮組は、平成6年12月12日付けで、採取期間を同日から平成9年10月14日までとし、岩石採取場の所在地を本件土地とする岩石採取計画について被告秋田県知事の認可を受けた。(乙イ2)

また、被告西宮組は、平成9年12月5日付けで、採取期間を同日から平成12年11月30日までとする上記岩石採取場の岩石採取計画について被告秋田県知事の認可を受けた。(乙イ3)

さらに、被告西宮組は、平成12年11月22日、被告秋田県知事に対し、上記岩石採取場の岩石採取計画を申請したところ、被告秋田県知事は、同月27日付けで、被告西木村長に対し、同申請につき、採石法33条の6に基づき意見を求めた。被告西木村長は、同年12月8日付けで、被告秋田県知事に対し、同申請につき、採石法33条の6に基づき意見を求めた。被告西木村長は、同年12月8日付けで、被告政事に対し、岩石採取により他人の財産に及ぼすと考えられる危害若しくは損害はないとし、岩石採取に伴う災害防止方法等については、「土砂の流出等による災害防止に万全を期すことと、発関係車両が通行する場合、一般車両を優先通行させ危険防止の対策をとること発関係車両が通行する場合、一般車両を優先通行させ危険防止の対策をとることに、特段の意見を付することなく回答した。被告秋田県知事は、同年12月18日付けで、被告西宮組に対し、採取期間を同月19日から平成14年12月18日までとする上記岩石採取場の岩石採取計画を認可した(以下「本件認可処分」という。)。(乙イ4、乙口2、3)

(6) 原告と被告西宮組との間で、採石法34条1項所定の協議は実施されておらず、また、原告又は被告西宮組から経済産業局長に対し、同条2項所定の決定の申請も行われていない。(弁論の全趣旨)

(7) 被告西宮組は、本件土地上において、土砂、岩石の採取を行っている。 (弁論の全趣旨)

2 争点及び当事者の主張

- 1 (1) 本案前の争点

ア 争点 1

被告西木村長は、本件土地が本件採掘権の鉱区区域内にあることの確認の訴えの当事者能力を有するか。

(ア)原告の主張

原告の被告西木村長に対する本件訴えは適法である。

(イ) 被告西木村長の主張

争う。原告の被告西木村長に対する本件訴えは、市町村に委任されていない鉱業権に関するものであって、不適法な訴えである。

イ 争点2

被告秋田県知事に対する本件登録処分の取消しを求める訴えは訴訟要件(原告適格,訴えの利益,出訴期間)を備えているか,また,本件認可処分の取消しを求める訴えへの追加的変更は許されるか。

(ア) 原告の主張

原告の被告秋田県知事に対する上記各訴えは適法である。

(イ) 被告秋田県知事の主張

争う。

a 原告には採石業者登録の取消しを求める直接の利益は認められないから、原告 適格を欠く。

b 原告は、採石法34条に基づき、鉱業権者として採石業者である被告西宮組に対し協議手続を取ることによって、より直接的に、本件土地での原告の利益を確保することができるものであり、さらには、被告西宮組の本件土地での岩石採取計画の認可取消しを求めることによって原告の利益を確保することができ、原告に本件登録処分による利益侵害があるとしても、これに対する他の適切な救済手段が存在するから、本件登録処分の取消しを求める訴えの利益を欠く。

c 被告西宮組の採石業者登録は昭和55年10月24日であるところ、その取消しを求める本件訴えは、登録から20年以上経過してからされている。取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは提起することができないから、被告秋田県知事に対する本件訴えは、出訴期間を徒過したものとして不適法である。

また、原告は、平成11年8月、被告西宮組による鉱区内における採石の事実を 知ったものであり、出訴期間経過後の提訴を認める正当な理由もない。

(2) 本案の争点(争点3)

被告Aが被告西宮組に対して本件土地を採石業を行う目的で賃貸し、採石業を行

わせた行為及び被告西宮組が実施した採石行為は違法といえるか。 ア 原告の主張

そもそも被告西宮組と被告Aとの間で締結された本件土地の土地賃貸借契約においては、土石採取を目的とする旨規定しているが、岩石の採取を規定したものではないから、被告西宮組には採石権が存しないはずである。

また、採石業者は、土地の区域と鉱区が重複するときは岩石採取計画申請をする前に鉱業権者の承諾を得なければならない。採石権は物権として排他的性質を有するものであり、他の用益物権と一緒に設定することはできないから、先に設定され登記を経ている他の用益物権のあるところに、後から採石権を設定することはできない。そして、他の用益物権には鉱業権も含まれる。

原告は、本件採掘権の鉱区において、採掘権者として、登録鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物の採掘を行いうるのであるから、被告西宮組と被告Aとの間で、本件土地につき岩石採石の合意をしているとしても、採石業者は、無断鉱区を妨害してはならないはずである。また、被告Aは本件土地の所有者であるが、そもそも土地の所有権が及ぶ範囲は地上のみである。さらに、被告西宮組の採石権は、登記を経ていないのであるから第三者に対抗できるものではない。したのに、被告西宮組又は被告Aは、本件土地が本件採掘権の鉱区区域内にあることを知りながら、原告と何らの協議をすることもないまま、本件採掘権の鉱区区域内において、鉱物を含む岩石を採掘し、一部を土に埋め、一部を砕石に混ぜて搬送しているものであって、盗掘というべきものである。

したがって、原告は本件採掘権の効力として、被告西宮組及び被告Aに対し、採石行為の差止めと既に採取した土石の原状回復を求める権利を有する。

イ 被告西宮組及び被告Aの主張

l1°

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

被告西木村長に対する本件訴えは、本件土地が原告の有する本件採掘権の鉱区区域内に存することの確認を求める訴えであり、私法上の財産権の確認を求める民事 訴訟というべきである。

しかしながら、被告西木村長は、地方公共団体の執行機関であって、私法上の権利義務の帰属主体にはなり得ないのであるから、被告西木村長は、民事訴訟である本件訴訟において当事者能力を有しない。

したがって、被告西木村長に対する本件訴えは、不適法なものといわざるを得ない。

2 争点2について

上記争いのない事実等に摘示したとおり、本件登録処分は、昭和55年10月24日付けで、被告秋田県知事職務代理者秋田県副知事によって行われており、また、本件登録処分の取消しを求める本件訴えが、平成13年12月7日受理されたことは、記録上明らかであるから、本件登録処分の取消しを求める本件訴えは、処分の日から1年間の出訴期間を経過して提起されたものであることが明らかである。

そこで、出訴期間を徒過したことにつき正当な理由があるかについて検討する。 上記のとおり、本件訴えは、本件登録処分がされた時から20年以上経過している ら提起されていることに加え、岩石採取計画の認可を受けた採石業者は、当該記 に係る岩石採取場に氏名等通商産業省令で定める事項を記載した標識を掲げる)、 告は平成11年8月に本件土地へ行って被告西宮組による採石行為を発見した。 告は平成11年8月に本件土地へ行って被告西宮組による採石行為を発見した。 張していることを併せ考慮すると、原告は、遅くとも平成11年8月ころには、 告西宮組が掲示を義務づけられている標識を見るなどして、被告西宮組が登録 であること、さらには本件登録処分の存在を知り得たものと認められるから、その ころからさらに約2年3か月経過して本件訴えを提起したことについて正当な理由 を見出すことはできない。さらに、証拠を精査しても上記正当理由の存在を基礎づ ける事実を認めるに足りない。

したがって、本件登録処分の取消しを求める本件訴えは、その余の訴訟要件について判断するまでもなく不適法である。

なお、原告は、平成14年7月24日、本件認可処分の取消しを求める旨記載した同月19日付け準備書面(冒頭に「県知事に要求と採石認可の方法をいう」との記載があるもの)を提出し、さらに、同月29日の第2回弁論準備手続期日において、本件登録処分の取消しを求める本件訴えに本件認可処分の取消しを求める訴えを追加する旨の訴えの変更を求める意思を明示したものであるところ、同弁論準備手続期日において、同年8月30日を期限として訴えの変更にかかる手数料の追貼を命じられたにもかかわらず、その後の口頭弁論終結日に至るまで、手数料となる印紙の追貼をしなかった。したがって、上記訴えの変更は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従った手数料を納付しない不適法なものといわざるを得ないから、上記訴えの変更は許されない。

3 争点3について

採掘権を含む鉱業権は物権とみなされており(鉱業法12条), これを妨害する者がある場合には, 鉱業権者は, 妨害排除請求として, 当該妨害行為により生じた損害の回復を求め, また, 妨害行為の差止めを求め得るものである。

 の上記主張は理由がない。)。

他方,被告西宮組の採石行為は、本件土地所有権者である被告Aとの合意のもとに本件土地を賃借した上、本件土地の所有権が及ぶ本件土地の表土について、採石法上の採石業として行われているものである。

もっとも、鉱業権の鉱区区域と採石法上の採石業を行う土地の区域が重複している場合には、結果的に、採石行為が鉱物の掘採となることが想定できる法34条については、鉱業権者と採石権との調整が必る。そして、採石法34条議できた、協議と採石業者とは互いに協議することができ、協議とはおいるは経済産業局長の決定を申請し、その差に代えるとはは、経済産業局長の決定を協議していると解するとは、採石行為を鉱業権侵害行為けていると解するとがでいると解するでは、また、鉱物取得を目的としない限り土地所有権者と解する地とは経済産業者に土地の掘削をすることがでいると解するのであると解される。また、鉱業権と採石業の社会的有用性及び公益貢献度を比較し、いるがにより決するのが相当であると解される。

又は今後の採石行為の差止めを求めることはできないというべきである。 以上のとおりであって、原告の被告西宮組及び被告Aに対する採石行為の差止め 及び採取した土石の回復を求める請求はいずれも理由がない。 第4 結論

よって、被告西木村長及び被告秋田県知事に対する本件訴えは、いずれも不適法であるから、これらを却下し、原告の被告西宮組及び被告Aに対する請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

秋田地方裁判所民事第一部 裁判長裁判官 今泉秀和 裁判官 菊池絵理 裁判官 石田寿一